

郵送での提出にご協力をお願いします！

児童手当の「現況届」は6月中にご提出ください

問 こども課 こども家庭係 ☎92-7968

児童手当は、児童を養育している父母等に手当を支給することで、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的としています。

▽支給対象者

0歳から中学校卒業（15歳になった後の最初の3月31日）までの児童を養育している方で、前年（1月～5月分の手当については前々年）の所得が一定額未満の方です。所得制限限度額については、お問い合わせください。

▽支給額

- ・0歳から3歳未満までの児童
一律 1万5千円/月
- ・3歳から小学校修了前までの児童
第1子・第2子：1万円/月
第3子以降：1万5千円/月
※18歳になった後の最初の3月31日までの間にある子どものうち、年長者から第1子、第2子、第3子と順に数えます。
- ・中学生の児童
一律 1万円/月
- ・受給者の所得が限度額以上の方（特例給付）
一律 5千円/月

▽支払い時期

原則、毎年2月・6月・10月に、それぞれの前月分までが支給されます。

▽児童手当認定請求

出生、転入等により新たに受給資格が生じた場合は「認定請求書」の提出が必要です。児童手当は、認定請求をした日の属する月の翌月分から支給事由の消滅した日の属する月分まで支給されます。

なお、公務員の方は勤務先での手続となりますので、勤務先にご確認ください。

▽現況届について

現在、児童手当を受給しているすべての方には、毎年6月に現況届を提出することが定められています。対象の方へ6月初旬に案内文書を郵送しますので、必ず6月中に役場こども課へ郵送もしくはお持ちいただき、手続を行ってください。

この届は、毎年6月1日における状況を記載し、児童手当を引き続き受ける要件があるかどうかを確認するための大切な手続です。受給資格があっても、現況届の提出がない場合、6月分以降の手当が受けられなくなりますので、ご注意ください。

環境基本条例に基づく、環境基本計画の策定を行う

環境審議会委員を募集します

申問 まちづくり課 生活環境係 ☎92-7964 ☎92-0741 ✉kankyo-1@town.kiyama.lg.jp

町では、令和元年に制定した基山町環境基本条例に基づき、環境基本計画の策定を行います。

環境審議会は、環境基本計画に関する事項について調査及び審議することを目的とします。町では、この審議会において、広く町民の皆さまのご意見を反映するため、審議会の委員を公募いたします。

【募集内容】

| | |
|------|---|
| 募集人数 | 3名 |
| 活動内容 | 基山町環境基本計画の策定に関する事項についての調査及び審議 ※任期中8回程度開催予定 |
| 報酬 | 会議1回につき 5,700円 |
| 任期 | 令和4年3月末まで（予定） |
| 応募資格 | 町内在住または町内に勤務されている方 |

▽申込方法

次の事項を記入した申込書を、持参、郵送、FAX、メールのいずれかの方法でまちづくり課宛に申込みください。

- ・件名（「基山町環境審議会委員 申込み」）
- ・性別
- ・住所（勤務地が基山町の場合は、会社名及び会社所在地）
- ・環境に対する考え（400字程度）
- ・氏名（ふりがな）
- ・年齢（申込日時点）
- ・電話番号

▽申込締切 6月22日（月）

▽選考 申込書類の内容により選考させていただきます。

まむし抗毒素保有医療機関のご案内

農作業や庭の手入れの際には「まむし」に十分ご注意ください。もしも、まむしに噛まれた場合は、早急に医療機関を受診しましょう。

鳥栖・三養基地区以外のまむし抗毒素保有医療機関については、佐賀県ホームページをご覧ください。

| 医療機関名 | 住所 |
|------------|---------------|
| やよいがおか鹿毛病院 | 鳥栖市弥生が丘2丁目143 |
| 今村病院 | 鳥栖市轟木町1523-6 |
| 古賀医院 | 鳥栖市原古賀町609-2 |
| NHO 東佐賀病院 | みやき町大字原古賀7324 |
| 三樹病院 | 上峰町大字坊所276-1 |

6月4日～10日は「歯と口の健康週間」



6月4日は「むしばの日」といわれており、10日までのこの期間は、歯と口の健康を考える週間となっています。正しい知識の普及啓発をするとともに、歯科疾患の予防のための歯磨き週間の定着を図り、定期的な受診による早期発見・早期治療を徹底することで、歯の健康寿命を延ばすことを目的としています。

歯周病は悪化すると歯が抜け落ちてしまうだけでなく、全身の状態に影響します。糖尿病や動脈硬化、心筋梗塞や脳梗塞のリスクを高めるといわれています。

歯周病を含む歯科疾患の予防のために、ぜひこの機会にかかりつけ歯科医をもち、受診してみませんか。

※新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、受診の際は電話で受診日のご相談をお願いします。

5月31日～6月6日は「禁煙週間」



世界保健機関（WHO）は、平成元年に5月31日を「世界禁煙デー」と定め、その日から1週間を「禁煙週間」と定めています。今年のテーマは「2020年、受動喫煙のない社会を目指して～たばこの煙から子ども達をまもろう～」です。

たばこの煙を自分の意思とは関係なく吸い込んでしまうことを「受動喫煙」といいます。受動喫煙の影響で亡くなる人は、世界で毎年60万人いるといわれています。子どもが受動喫煙により受ける健康被害は、大人以上に深刻です。子どもの受動喫煙は、乳幼児突然死症候群（SIDS）を引き起こします。また、妊婦が受動喫煙をすると、ニコチンが胎盤を通過してしまい、低体重や流産・早産の可能性が高まります。それだけでなく、胎児期の受動喫煙は、成長してからの生活習慣病のリスクを高めるともいわれています。この機会に、禁煙外来への相談や、禁煙を試してみたいかがでしょうか。

司法書士大串法光事務所

相続・遺言・登記
成年後見・法律相談

基山町宮浦155（京町JAスタンド交差点南側）
TEL 0942-92-6722

【月～金】8:30～18:30【土日】電話予約で休日や時間外でもご相談に応じます。

★相談は無料です。お気軽にお電話、お立ち寄りください★